

令和6年度

山形市一般廃棄物処理実施計画

山形市

目次

第1章	計画の基本的事項	P1
第1節	計画策定の目的	
第2節	計画期間	
第3節	指定処理施設	
第4節	計画区域	
第2章	一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み	P2~3
第1節	排出量の見込み（年間）	
第2節	処理量の見込み（年間）	
第3章	ごみ処理実施計画	P4~14
第1節	発生抑制・排出抑制【リデュース・リユース】	
第2節	循環資源の有効利用【リサイクル】	
第3節	適正処理の推進	
第4章	生活排水処理実施計画	P15~16
第1節	生活排水処理率の向上	
第2節	汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理	
別表1	家庭系ごみの分別区分・出し方	P17
別表2	一般廃棄物の搬入	P18
別表3	一般廃棄物の収集・運搬許可業者	P19~20

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下「法」という。）及び山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、山形市一般廃棄物処理基本計画の推進を図るため、本市区域内の令和6年度における一般廃棄物の排出量を見込み、その減量、リサイクル及び適正処理に関する計画を定めるものである。

第2節 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第3節 指定処理施設

条例第17条第1項第8号、第18条第1項及び第39条に規定する一般廃棄物処理計画で指定する処理施設は、山形広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例（以下「組合条例」という。）第5条に規定する処理施設（以下「指定中間処理施設」という。）とする。

第4節 計画区域

計画区域は、山形市全域とする。

第2章 一般廃棄物の排出量及び処理量の見込み

第1節 排出量の見込み（年間）

1 ごみ

区	分	排出量
ごみ (資源回収物を除く。)	家庭系	49,277 t
	事業系 ^(※)	21,386 t

※ 山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成8年市規則第25号。以下「条例施行規則」という。）第8条に規定する産業廃棄物及び山形広域環境事務組合廃棄物の処理等に関する条例施行規則（平成7年山広環規則第2号。以下「組合規則」という。）第8条第1項に規定する産業廃棄物を含む。

2 生活排水

区	分	排出量
し尿		2,557 kl
浄化槽汚泥 (農業集落排水処理施設分(以下「農集排汚泥」という。)を含む。)		9,590 kl
生活雑排水汚泥		50 m ³

第2節 処理量の見込み（年間）

1 ごみ ※資源物回収（地域団体等による資源回収、古紙類の集積所回収等）を除く。

廃棄物の区分		搬入者	搬入先			
			山形広域環境事務組合			山形市
			I社 [*] -回収施設 (立谷川)	I社 [*] -回収施設 (川口)	立谷川 リサイクルセンター	上野最終処分場
家庭系	もやせるごみ	・排出者 ・市又は 市が委託 した業者	19,751 t	19,750 t	—	—
	ビン・カン		—	—	2,387 t	—
	雑貨品・ 小型廃家電類		—	—	1,745 t	—
	プラスチック類		1,014 t	1,013 t	—	—
	水銀含有ごみ		—	—	81 t	—
	埋立ごみ		—	—	—	728 t
	ペットボトル		—	—	705 t	—
	粗大ごみ (※注1)		657 t	657 t	789 t	—
小計(①)			21,422 t	21,420 t	5,707 t	728 t
事業系	もやせるごみ	・排出者	11,370 t	9,536 t	—	—
	ビン・カン		—	—	151 t	—
	水銀含有ごみ	・収集・運搬 許可業者	—	—	21 t	—
	埋立ごみ (※注2)		—	—	—	308 t
	小計(②)			11,370 t	9,536 t	172 t
計(③=①+②)			32,792 t	30,956 t	5,879 t	1,036 t
受託処理量	山形広域環境事務組合 からの焼却残渣(エネルギー回収施設飛灰等)	山形広域環境事務組合 が委託した 業者	—	—	—	3,773 t
	山形広域環境事務組合 からの残渣(広域クリーンセンター洗浄砂)		—	—	—	7 t
計(④)			—	—	—	3,780 t
合計(③+④)			32,792 t	30,956 t	5,897 t	4,816 t

※注1 家庭系の「粗大ごみ」のうち、エネルギー回収施設への搬入分は「可燃性粗大ごみ」と「ふとん類」、立谷川リサイクルセンターへの搬入分は「不燃性粗大ごみ」

※注2 事業系の「埋立ごみ」は、主に一斉清掃の排出分

2 生活排水

廃棄物の区分	搬入者	搬入先	処理量
し尿	市が委託した業者	山形広域 クリーンセンター	2,557 kl
浄化槽汚泥 (農集排汚泥を含む)	収集・運搬 許可業者		9,590 kl
生活雑排水汚泥			市が許可した 生活雑排水汚泥処理施設

第3章 ごみ処理実施計画

計画区域内からの一般廃棄物の排出量を削減するために、3R（リデュース【発生抑制】・リユース【再利用】・リサイクル【再生利用】）活動を基本に、次のとおり取り組むものとする。

第1節 発生抑制・排出抑制 【リデュース・リユース】

1 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

- (1) ごみそのものを出さないライフスタイルを定着させるため、市民・事業者・行政が連携し、ごみ減量意識の向上を図る。
- (2) 令和2年7月から全国一律に実施されたレジ袋の有料化に関して、マイバッグ持参率等のモニタリングを継続する。また、日常生活の中でできるマイバック、マイ箸、マイボトルの利用促進等の取組を、市民団体との連携や、広報活動により周知を図る。
- (3) 家庭で使わなくなった不要品等を市が引き取り、市の「メルカリ Shops」等を活用してリユース等につなげることで、市民自らのリユースの実践とごみの減量を推進する。【新規】
- (4) ブックオフの「キモチと。」プログラムの活用により、不要となった本やCD等をリユースにつなげることでごみの減量を推進する。また、市に寄附される不要品査定額の相当額を地球温暖化対策事業等に活用する。【新規】
- (5) 市民団体と連携しフリマアプリやリサイクルショップ等の活用を啓発し、不要となったものを必要とする人に受け渡し、リユースにつなげる取組を推進するとともに、資源物引取事業所等の情報を発信する。
- (6) 家庭における「食品ロス」の削減のため、「30・10運動 さんまる いちまる ～家庭編～」として、毎月10日と30日に冷蔵庫の中を定期的に整理する取組の啓発を、ごみ減量・もったいないねット山形等の市民団体と連携して行うとともに、食べきりや食材の使い切りについて啓発する。
- (7) 広報誌・ホームページや啓発チラシ、SNS等を活用し、高齢者、学生、単身者及び転入者にもわかりやすい効果的な情報提供を行う。

2 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

- (1) 大規模建築物等の管理者に対し提出を義務付けている「事業系廃棄物減量等計画書」により、計画的な排出抑制対策を求め、事業系ごみの排出抑制と再資源化を促進する。
また、制度をより効果的に運用するため、「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き」を事業所等に配布し、事業者の責務としての適正排出とごみ減量の周知を図る。
- (2) 飲食店等から発生する「食品ロス」を削減するため、ごみ減量・もったいないねット山形等の市民団体と連携して推進している「30・10運動 さんまる いちまる ～宴会編～」(飲食店等における食べ残しを減らす運動)の取組みを継続するとともに、山形県と連携し、「ごみゼロやまがた県民会議」で推進している、外食時の適量注文、食べきりや食べきれなかった料理の持ち帰りなどの取組について、イベントやホームページで情報提供する。
- (3) 事業者に対し、再資源化が可能な古紙類の分別の徹底について周知・啓発を行い、事業系ごみの排出量の削減を図る。
- (4) 生産者・事業者等へ、新たな販路として、Eコマース（電子商取引）の活用等に関する情報提供を行い、規格外等により廃棄される食品や品物の削減を図る。
- (5) 市の不要備品等を、市の「メルカリ Shops」に出品販売することにより、庁内のごみの減量とリユースの促進を図るとともに、事業者のリユースの実践を促す。【新規】

3 環境教育・意識啓発の実施

- (1) 自治会や市民団体、学校等への出前講座、環境教育の実施など、幅広い年齢層への学習機会の提供に努めるとともに、資源回収を通し、ごみ減量と再資源化の意識向上を図る。
- (2) 市民団体と連携して、ロビー展示会等でごみ減量に対する意識の啓発を図るとともに、リサイクル施設見学会などの機会を通し、ごみ処理の現状・課題の周知を図る。
- (3) 市民や事業者のごみ減量やリサイクルへの取組を、広報誌やホームページへ掲載するなど、市民への啓発を推進するとともに、取組が顕著な市民、団体等を褒賞し、更なる取組の推進を図る。

第2節 循環資源の有効利用 【リサイクル】

1 家庭系ごみのリサイクルの推進

- (1) 家庭系ごみの中に混入している再生可能な紙類、食品トレー等の資源物の分別徹底に向けた啓発を行う。
- (2) 市民団体や事業者との連携により、再生可能な紙類や食品トレー等の店頭回収等、様々な資源物の仕組みを周知し、活用が図られるよう市民に働きかけるとともに、無許可の業者による廃棄物の回収は利用しないよう、適正な利用の周知を行う。
- (3) 生ごみの減量・資源化を図るため、生ごみ処理機等購入補助制度の周知に努めるとともに、乾燥生ごみと野菜等の交換事業「生ごみやさいクル」の普及を図る。
- (4) 地域団体等による資源回収（以下「集団資源回収」という。）については、実施団体に対する説明の機会を設けるなど、奨励費交付制度の周知及び未実施の町内会に対する啓発を行い、回収量の拡大を図る。
なお、少子高齢化やライフスタイルが多様化する中で、集団資源回収に取り組む担い手不足や、取組意欲の低下が懸念されることから、軒先回収等、地域の状況に応じた回収方法を推奨し、取組拡大を図る。
- (5) 「こでん里帰りプロジェクト～山形市小型家電リサイクル事業～」(集団資源回収、ボックス回収、イベント回収及び持込み回収による小型家電の回収)を推進する。
- (6) 市民団体と連携し、フリマアプリ、リサイクルショップやレンタルショップ等の情報提供を行い、市民の利用を推進する。

2 事業系ごみのリサイクルの推進

- (1) 「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの手引き」の活用や、他の事業者の模範となる減量化・再資源化に取り組む事業者の表彰等により、再資源化の取組の向上を図る。
- (2) 事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、「お古紙ください協議会」(会員として参加する事業所から排出される古紙の回収を行うネットワーク)が幅広い取組となるよう支援する。

3 再資源化量

区 分	再資源化量
集団資源回収	4,750 t
うち小型家電類回収	1 t
山形市による小型家電類回収（ボックス、イベント、持込み回収）	16 t
資源物引取事業所への持込み	5 t
集積所古紙類回収	2,599 t
大規模事業所、店頭、新聞販売店による回収	7,390 t
立谷川リサイクルセンターの資源物（山形市分） （カレット・鉄・アルミ・ペットボトル）	2,745 t
エネルギー回収施設（立谷川・川口）の資源物（山形市分） （溶融スラグ・鉄・アルミ）	3,029 t
山形広域クリーンセンターの資源物（山形市分）（助燃材）	340 t
計	20,874 t

第3節 適正処理の推進

1 適正排出

(1) 家庭系ごみの排出については、次のとおりとする。

ア 市民は、3R活動を徹底するとともに、集団資源回収に協力するなど、家庭から生じる廃棄物を可能な限り削減するよう努めるものとし、削減できずに排出する廃棄物は、「家庭系ごみの分別区分・出し方」(別表1)に従い分別し、市長の承認を得て町内会等が設置したごみ集積所(以下この節において「集積所」という。)に排出するものとする。なお、排出者が自ら指定中間処理施設等に運搬する場合は、別表2に示す日時に搬入するものとする。

イ 家庭系ごみの分別区分のうち、スプレー缶・カセットボンベ等のガスの入った金属缶は、中身を使い切り、ガスを抜いた状態で排出するものとし、排出者が自ら運搬する場合以外は、月1回の指定日に、集積所に排出するものとする。

ウ 家庭系ごみの分別区分のうち、ペットボトルは、キャップとラベルをとり、すすいで、排出するものとし、排出者が自ら運搬する場合以外は、週1回の指定日に集積所に排出するものとする。

エ 家庭系ごみの分別区分のうち、粗大ごみ(条例施行規則別表第2に規定する粗大ごみをいう。)は、排出者が自ら運搬する場合以外は、事前に電話により、市が収集・運搬を委託した業者に、排出する品目及びその個数を連絡し、指定された収集日・排出場所に、品目に応じた金額の粗大ごみ用証紙を貼付のうえ排出するものとする。

オ 医師の処方により自宅で使用した在宅医療廃棄物(注射針、点滴針、ペン型自己注射針等の鋭利なものを除く。)は、透明袋に入れ、口を閉じた上で、もやせるごみとして排出するものとする。

カ 石綿(アスベスト)を含む家庭用品廃棄物を排出しようとするときは、アスベストが飛散しないように水に濡らし梱包又はシートで覆うなどの処置を行った上で、必ず市に連絡して排出方法の指示に従うこととする。

キ 充電電池及び充電電池が取り外せない家電類は、排出者が自ら運搬する場合以外は、透明袋に入れ、月1回の指定日に集積所に排出するものとする。【新規】

(2) 事業系ごみの排出については、次のとおりとする。

ア 事業系ごみについては、事業者自らが再生利用及び資源物の回収を図るとともに、適正に処理することを基本とする。

イ 事業系ごみの排出者は、もやせるごみ(古紙類を除く。)及びビン・カン(組合規則第8条第1項に定める産業廃棄物に該当)を排出する際には、市が承認した事業系指定袋を使用するものとする。

(3) 犬猫等の小動物死体は、排出者(飼い主等)が自ら処分するか、処分が困難な場合には、エネルギー回収施設(立谷川・川口)の小動物焼却設備に搬入することができる。

排出者(飼い主等)が不明な路上死等の死体については、市又は市が収集・運搬を委託した業者が収集し、エネルギー回収施設(立谷川・川口)の小動物焼却設備に搬入する。ただし、一部国道等については、その道路管理者が収集・運搬する。

(4) 市は、不法投棄防止のため、不法投棄が起りやすい場所へのパトロールや防止看板の交付、監視カメラの設置などによる対策を講じる。また、通報専用ダイヤル「不法投棄110番」や「不法投棄等の情報提供に関する協定」に基づく関係機関との連携・協力により不法投棄の早期発見に努める。

(5) 市は、ごみの分け方・出し方のルールを徹底するため、ごみ分別アプリの運用等により、市民の利便性向上を図るとともに、ごみ出し指導や集積所への巡回パトロールを継続し、不適正排出の防止に努める。

- (6) 市は、誤った排出方法で集積所へ出されているごみについては、ごみ出し違反シールを貼り、適正な分別、排出の指導を継続する。

2 適正な収集・運搬

- (1) 家庭系ごみの分別区分のうち、もやせるごみ(食品容器プラスチックを含む。)、ビン・カン、雑貨品・小型廃家電類、プラスチック類、ペットボトル、水銀含有ごみ、埋立ごみ、ふとん類及び古紙類は、集積所から、市又は市が収集・運搬を委託した業者が、ごみの地域毎の収集日程により収集・運搬する。(ステーション方式)
- ただし、引越しごみなど、一時多量に排出されるごみは、排出者自ら又は市の許可を受けた収集・運搬業者(以下「収集・運搬許可業者」という。)に依頼して運搬する。
- (2) 家庭系ごみの排出者が自ら埋立ごみを搬入する場合は、上野最終処分場のほか、家庭系有料指定袋に入れたもの又は共通収集シールを貼付したものに限り立谷川リサイクルセンターへの搬入も可能とする。
- (3) 事業系ごみの収集・運搬については、排出者自ら又は収集・運搬許可業者への委託により行う。
- (4) 上野最終処分場においては、条例施行規則第8条に規定する産業廃棄物を含め、事業系ごみについては受入れをしないものとする。
- (5) 市は、スムーズな業務の実現のため、安全で効率的な作業の実施に努めるとともに、収集・運搬を委託又は許可した業者に対しては、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう指導する。
- (6) 市は、カラスネット等の支給や補助金の効率的な活用の周知に努めるなど、町内会等と連携・協力して清潔で安全な集積所の環境づくりを進める。
- (7) 市は、集積所までの排出が困難な高齢者や障がい者に対する「ごみ出し支援事業」を継続して実施する。
- (8) 市が収集・運搬を委託した業者以外の者による古紙類等資源物の持去り行為を防止し、安定的かつ継続的な資源物の回収と再利用を図るため、市は、条例に基づき、警察、町内会等の関係機関・団体との連携した対策を行う。
- (9) 一般廃棄物収集・運搬業の許可について、現在はごみの発生量に対し十分な処理能力があるため、原則として新規の許可を行わないこととする。また、許可更新については、事業計画や実績を考慮し、適切な許可と指導を行う。
- (10) 計画区域外で発生する一般廃棄物の計画区域内の処理施設等への搬入については、次のとおりとする。
- ア 上山市、山辺町、中山町、天童市、村山市、東根市、寒河江市、大江町、河北町、西川町から排出される特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)に規定する特定家庭用機器廃棄物について、排出元である市町が法第7条第1項の規定により許可した一般廃棄物収集・運搬業者が、家電リサイクル法の規定により山形市内に設置される指定引取場所に運搬することを認める。
- イ 上山市、山辺町、中山町から排出される一般廃棄物について、排出者又は上山市、山辺町、中山町が委託若しくは法第7条第1項の規定により許可した一般廃棄物収集・運搬業者が、山形市内に所在する指定中間処理施設に搬入(埋立ごみの立谷川リサイクルセンターへの搬入を除く。)することを認める。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、計画区域外で発生する一般廃棄物を山形市内に所在する一般廃棄物処理施設に搬入することについては、法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、排出する市町村との間で事前に協議を行い、本市の一般廃棄物処理計画との

調和が確保されると認められる場合に限り、これを認める。

- (11) 計画区域内で発生する一般廃棄物の計画区域外に所在する処理施設等への排出については、法令等で広域的処理が必要とされる一般廃棄物を除き、搬入する市町村との間で事前に協議を行い、搬入する市町村の一般廃棄物処理計画との調和が確保されると認められる場合に限り、これを認める。

(12) 収集・運搬する廃棄物の種類・範囲・回数及び方法（搬入日時は別表2を参照）

収集・運搬する廃棄物の種類		収集回数	収集・運搬方法等	搬入先	
家庭系	もやせるごみ	週2回以内 (地区ごとに 収集曜日を指定)	「ステーション方式」 市又は市が委託した業者が 収集・運搬する。	エネルギー回収施設(立谷川) エネルギー回収施設(川口)	
	ビン・カン	週1回以内 (地区ごとに 収集曜日を指定)		立谷川リサイクルセンター	
	スプレー缶・ カセットボンベ <small>※中身を使い切ったもののみ</small>	1ヶ月に1回以内 (地区ごとに 収集日を指定)			
	雑貨品・ 小型廃家電類	週1回以内 (地区ごとに 収集曜日を指定)			立谷川リサイクルセンター ※可燃性(共通収集シール)は、 エネルギー回収施設へ
	プラスチック類				エネルギー回収施設(立谷川) エネルギー回収施設(川口)
	ペットボトル				立谷川リサイクルセンター
	水銀含有ごみ	1ヶ月に 1回以内 (地区ごとに 収集日を指定)			立谷川リサイクルセンター
	ふとん類				エネルギー回収施設(立谷川) エネルギー回収施設(川口)
	埋立ごみ				立谷川リサイクルセンター ※有料指定袋に入れたもの又は共通収 集シールを貼付したものに限る。
	粗大ごみ	指定する排出日			事前申込みにより、排出日 を指定し、市又は市が委託 した業者が個別収集・運搬 する。
古紙類	週1回以内 (地区ごとに 収集曜日を指定)	「ステーション方式」 市又は市が委託した業者が 収集・運搬する。	古紙業者		
事業系	一般廃棄物及び産 業廃棄物のうち条 例及び組合条例で 定めるごみ <small>(搬入品目・搬入量の制限有)</small>	排出者自ら分別し運搬又は収集・運搬許可業者 が分別し収集・運搬する。 市が処分を許可した業者に搬入する際は、当事 業者に分別方法等を確認する。		エネルギー回収施設(立谷川) エネルギー回収施設(川口) 立谷川リサイクルセンター 市が処分を許可した業者	
	資源化可能な 古紙	排出者自ら分別し運搬若しくは収集・運搬許可 業者又は古紙回収業者が分別し収集・運搬す る。		古紙業者	
犬猫等の 小動物死体		排出者(飼い主等)自ら運搬する。ただし、路上 死等の飼い主が不明なものについては、市又は 市が委託した業者が収集・運搬する。(一部国道 等は、国、県が収集・運搬)		エネルギー回収施設(立谷川) エネルギー回収施設(川口)	

(13) 市長の承認を得て設置しているごみ集積所

R6/3/1現在

ごみの区分	集積所の種類	集積所数
もやせるごみ	もやせるごみ 専用	779 カ所
ビン・カン 雑貨品・小型廃家電類 プラスチック類 水銀含有ごみ ふとん類 埋立ごみ ペットボトル 古紙類	もやせるごみ もやせないごみ 兼用	4,617 カ所
	もやせないごみ 専用	103 カ所
計		5,499 カ所

(14) 収集・運搬体制の概要

ア 市が収集・運搬を委託している業者

R6/3/1現在

名称	山形環境保全協同組合	所在地	山形市大字十文字字菰窪北3455番75				
収集・運搬ごみの区分	配置車両数						
	中型パッカー車	小型パッカー車	中型ボデー車	小型ボデー車	中型ダンプ	小型ダンプ	
もやせるごみ	16	5					
ビン・カン	2	3					
雑貨品・小型廃家電類					5		
プラスチック類	2	3					
ペットボトル	1	4					
水銀含有ごみ、埋立ごみ				2			
粗大ごみ			1	1			
古紙類	5	1					
戸別収集						1	
計	26	16	1	3	5	1	

イ 市が一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬を許可している業者（別表3参照）

R6/3/1現在

廃棄物の種類	許可業者数	配置車両数	
ごみ	55 業者	パッカー車	120 台
		キャブオーバー	80 台
		ダンプ	46 台
		その他	111 台

3 適正な中間処理・最終処分

- (1) 中間処理は、指定中間処理施設又は市が一般廃棄物の処分を許可した業者の中間処理施設で行う。一般廃棄物処分業の許可について、現在はごみの発生量に対し十分な処理能力があるため、原則として新規の許可を行わないこととする。また、許可更新については、事業計画や実績を考慮し、適切な許可と指導を行う。
- (2) 最終処分は、上野最終処分場で行う。上野最終処分場の埋立容量には限りがあるため、ごみの発生・排出抑制やリサイクルを推進し、限りある埋立容量を最大限に活用し、長期的な運用を図る。
- (3) 「災害廃棄物処理計画」及びこれに基づく対応マニュアルについて、適宜、見直しを行う。
- (4) 指定中間処理施設（概要）

ア 焼却施設

施設名	エネルギー回収施設（立谷川）	エネルギー回収施設（川口）
所在地	山形市大字漆山字中川原3372番地	上山市川口字五反田854番1
型式	流動床式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉
公称能力	150t/日（24時間） （75t/日（24時間）×2炉）	150t/日（24時間） （75t/日（24時間）×2炉）
設置年月	平成29年10月	平成30年12月
設置者	山形広域環境事務組合	

イ 破碎処理施設及び粗大ごみ処理施設

施設名	立谷川リサイクルセンター
所在地	山形市大字漆山字中川原4019番地の7
型式	① 回転式破碎机、機械選別設備 ② 手選別設備
公称能力	① 100t/日（5時間） ② 30t/日（5時間）
処理対象物	不燃性粗大ごみ、不燃ごみ
設置年月	平成7年10月
設置者	山形広域環境事務組合

施設名	エネルギー回収施設（立谷川）粗物切断機 （焼却物前処理）	エネルギー回収施設（川口）粗物切断機 （焼却物前処理）
所在地	山形市大字漆山字中川原3372番地	上山市川口字五反田854番1
型式	切断式	切断式
公称能力	10t/日（5時間）	10t/日（5時間）
処理対象物	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ
設置年月	平成29年10月	平成30年12月
設置者	山形広域環境事務組合	

ウ 小動物焼却処理設備

施設名	エネルギー回収施設（立谷川） 小動物焼却設備	エネルギー回収施設（川口） 小動物焼却設備
所在地	山形市大字漆山字中川原3372番地	上山市川口字五反田854番1
公称能力	80kg/時間（バッチ式）	80kg/時間（バッチ式）
設置年月	平成29年10月	平成30年12月
設置者	山形広域環境事務組合	

(5) 市が一般廃棄物（ごみ）の処分を許可している業者の中間処理施設（概要）（R6/3/1現在）
ア 焼却施設

許可業者名	株式会社キヨスミ産研
施設所在地	山形市鋳物町3番地
取扱廃棄物	ごみ
型式	ロータリーキルン方式
公称能力	70 t/日（24時間）

イ 破碎施設

許可業者名	株式会社キヨスミ産研	株式会社ジオテック
施設所在地	山形市鋳物町3番地	山形市大字柏倉字水方2824番25外
取扱廃棄物	ごみ	ごみ（木くず）
型式	二軸シュレッダー	① 油圧駆動ハンマーミル式 ② ハンマーミル式
公称能力	90.1 t/日（8時間）	① 132.0 t/日（8時間） ② 10.9 t/日（8時間）
許可業者名	株式会社高良	
施設所在地	山形市高木8番地	
取扱廃棄物	ごみ（小型廃家電（廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず））	
型式	チェーン式破碎機	
公称能力	4.8 t/日（8時間）	

ウ 破碎及び減容固化施設

許可業者名	株式会社クリーンシステム	テルス株式会社
施設所在地	山形市飯塚町字中河原1629番地の5	山形市鋳物町13番地5
取扱廃棄物	ごみ（木くず・ガラス・コンクリート類・陶磁器・紙・金属）・廃プラスチック類	廃プラスチック類
型式	① 破碎施設（木くず）：スイングハンマー方式破碎機 ② 選別：反発式 ③ 減容固化施設：押出形成方式 ④ 破碎施設（がれき類）：クラッシャー方式 ⑤ 破碎施設（廃プラスチック類等）：二軸剪断方式	① 破碎設備：一軸スクリーン付き破碎機 ② 溶融造粒機設備： ・粉碎・押し・ペレタイズー体型 ・気冷式プラスチックリサイクルM/C ③ RPF製造設備： ・破碎機：一軸剪断式破碎機 ・成形機：リングダイ式ペレットミル
公称能力	① 木くずの破碎：200 t/日（8時間） ② 選別：320 t/日（8時間） ③ 廃プラスチック類の破碎及び減容固化 破碎：54.6 t/日（12時間） 減容固化：43.7 t/日（12時間） ④ がれき類：800 t/日（8時間） ⑤ 廃プラスチック類：117.6 t/日（12時間）	70.6 t/日（24時間） ① 破碎：4.4 t/日 ② 造粒固化：18.2 t/日 ③ 減容固化：48 t/日

エ 堆肥化施設

許可業者名	有限会社岡崎清掃社
施設所在地	山形市大字谷柏元下谷柏字白山1952番1
取扱廃棄物	食品系残渣、草及び剪定枝
型式	微生物分解方式
公称能力	4.8 t/日

(6) 市の最終処分場（概要）

施設名	山形市上野最終処分場
所在地	山形市蔵王上野字南坂738番地
埋立地面積	43,970m ²
全体容量	506,471m ³
残余容量	109,771m ³ (R5.3.31現在)
埋立方法	セル方式（管理型）
設置年月	平成10年3月
設置者	山形市

(7) 市が一般廃棄物（ごみ）の処分を許可している業者の最終処分場（概要）

許可業者名	株式会社荒正
所在地	山形市蔵王上野字上平271番地外
埋立地面積	43,540m ²
全体容量	404,300m ³
残余容量	97,300m ³ (R5.3.31現在)
埋立方法	サンドイッチ方式（管理型）
設置年月	昭和63年7月

(8) 市が一般廃棄物の処分を許可している業者の処理施設における処理量の見込（年間）
 民間の処理施設における一般廃棄物の処理量は、令和4年度実績と同程度と見込む。

処理方法	処理施設	公称能力	稼働日数 (※注1)	処理可能量(A) (※注2)	処 理 量			比較(年間) (A-B)
					一般廃棄物	(参 考)		
						産業廃棄物	合計(B)	
焼却	㈱キヨスミ産研	70t/日	328日	22,960t	840t	12,530t	13,370t	9,590t
破碎	㈱キヨスミ産研	90.1t/日	98日	8,830t	1,260t	110t	1,370t	7,460t
	㈱ジオテック①	132t/日	179日	23,630t	1,390t	11,480t	12,870t	10,760t
	㈱ジオテック②	10.9t/日	206日	2,250t	— t	2,270t	2,270t	-20t
	㈱高良	4.8t/日	24日	120t	1t	1t	2t	118t
	㈱クリーンシステム①	200t/日	264日	52,800t	370t	7,990t	8,360t	44,440t
	㈱クリーンシステム④	800t/日	240日	192,000t	— t	51,719t	51,719t	140,281
	㈱クリーンシステム⑤	117.6t/日	264日	31,050t	170t	9,940t	10,110t	20,940t
合計				310,680t	3,191t	83,510t	86,701t	223,979t
破碎・減容固化	テルス(株)	70.6t/日	255日	18,000t	— t	2,790t	2,790t	15,210t
減容固化	㈱クリーンシステム	43.7t/日	264日	11,540t	270t	7,610t	7,880t	3,660t
堆肥化	㈲岡崎清掃社	4.8t/日	365日	1,750t	110t	— t	110t	1,640t
最終処分場(埋立)	㈱荒正				187m ³	22,168m ³	22,355m ³	

※注1 令和4年度実際稼働した日数

※注2 公称能力に稼働日数を乗じて算出

第4章 生活排水処理実施計画

水環境の保全と公衆衛生の確保を目指し、生活排水処理率を向上させるとともに、汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進する。

第1節 生活排水処理率の向上

1 生活排水処理施設への接続の促進

- (1) 公共下水道への接続の促進
 - ・下水道普及相談業務受託業者による訪宅やパンフレット配布などの普及活動を行う。
 - ・下水道接続工事費補助事業や下水道利用資金融資事業あっせん制度を実施する。
- (2) 農業集落排水処理施設への接続の促進
 - ・ホームページや地域の広報などを活用して普及活動を行う。
- (3) 合併処理浄化槽への転換の促進
 - ・個別訪問やホームページなどを活用した啓発活動を行う。
 - ・設置費補助事業を実施する。
- (4) 生活排水の適正処理についての周知
 - ・家庭での生活排水の適正処理について、ホームページなどを活用して周知を行う。
 - ・浄化槽管理者に対し、各媒体を利用して適正な維持管理について啓発する。

第2節 汲取りし尿・浄化槽汚泥の適正処理

1 安定した収集・運搬の実施

- (1) し尿は、市が収集・運搬を委託した業者が、戸別に申込みを受け収集し、山形広域クリーンセンターに搬入する。
- (2) 浄化槽汚泥は、市が収集・運搬を許可した業者（以下「収集・運搬許可業者」という。別表3の取扱廃棄物を参照）が、戸別に申込みを受け収集し、山形広域クリーンセンターに搬入する。
- (3) 浄化槽汚泥収集・運搬業許可について、現在の浄化槽汚泥発生量に対し十分な処理能力があるため、原則として新規の許可を行わないこととする。
また、許可更新については、事業計画や実績を考慮して適切に行う。
- (4) 生活雑排水汚泥は、収集・運搬許可業者（別表3の取扱廃棄物を参照）が戸別に申込みを受け収集し、市が許可した一般廃棄物（生活雑排水汚泥）処理施設に搬入する。
- (5) 収集・運搬する廃棄物の種類・回数及び方法

廃棄物の種類	収集回数	収集方法等	搬入先
し尿	随時	市が委託した業者に申込み、戸別に収集・運搬する。	山形広域クリーンセンター ※搬入日時は別表2を参照
浄化槽汚泥 (農集排汚泥を含む)		収集・運搬許可業者に申込み、戸別に収集・運搬する。	
生活雑排水汚泥			市が許可した生活雑排水汚泥処理施設

(6) 収集・運搬体制

ア し尿の収集・運搬を委託する業者

名称	山形清掃衛生協同組合	所在地	山形市高木11
廃棄物の種類		配置車両数	
し尿		糞尿車(1.8kl車) 4台	

イ 浄化槽汚泥及び生活雑排水汚泥の収集・運搬を許可している業者(別表3参照)(R6/3/1現在)

廃棄物の種類	許可業者数	配置車両数
浄化槽汚泥 (農集排水汚泥を含む)	10業者	糞尿車 23台 (1.8kl車 8台 3.6kl車 15台)
生活雑排水汚泥	6業者	清掃車 20台

- (7) 上山市、山辺町、中山町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、各市町が委託又は法第7条第1項の規定により許可した収集・運搬業者が山形広域クリーンセンターに搬入することを認める。

2 安定・効率的な中間処理の実施

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については指定中間処理施設において、生活雑排水汚泥の中間処理については市が許可した一般廃棄物(生活雑排水汚泥)処理施設において行う。
- (2) 一般廃棄物(生活雑排水汚泥)処分業許可について、現在の生活雑排水汚泥発生量に対し十分な処理能力があるため、原則として新規の許可を行わないこととする。
また、許可更新については、事業計画や実績を考慮して適切に行う。

ア 指定中間処理施設(し尿処理施設)

施設名	山形広域クリーンセンター
所在地	山形市大字沼木字高野内486番地の3
型式	前脱水希釈処理方式(下水道放流)
公称能力	55kl/日
設置年月	昭和63年7月
設置者	山形広域環境事務組合

※型式(処理方式)変更:令和6年4月1日

イ 許可している一般廃棄物処理施設(生活雑排水汚泥処理施設)

許可業者	株式会社中央特殊興業
施設所在地	山形市飯塚町字中河原向台河原1746番地の2
型式	脱水機
公称能力	32m ³ /日(8時間)

別表1 家庭系ごみの分別区分・出し方

1 市が収集・運搬するもの

ごみの分別区分		区分内容等	排出用の袋	排出の場所	排出日時	排出回数
もやせるごみ	厨芥類 (生ごみ類)	台所の生ごみ類等	家庭系有料指定袋(もやせるごみ) ※袋に入らない場合は共通収集シール	各地区の もやせるごみ 集積所 (ステーション収集) ※食品容器プラスチックは、極力店頭回収へ	月曜日～土曜日 (6:00～8:00) ※1月1日～3日を除く。	週2回以内 (月・木曜日) (火・金曜日) (水・土曜日) 〔排出曜日指定〕
	紙くず類	再生に不適な紙類等				
	木くず類	長さ60cm以下の剪定枝等	※剪定枝は直径30cm以下に束ねる。			
	布くず類	再生資源に不適な布類等	家庭系有料指定袋や共通収集シールは不要			
	食品容器 プラスチック	食品ラップ、バック類				
ピン・カン		空ビン・空カン類でキャップを取り外したもの	透明袋 ※有料化前の指定袋使用可	各地区の もやせないごみ 集積所 (ステーション収集)	月曜日～金曜日 (6:00～8:00) ※1月1日～3日を除く。	週1回以内 〔排出曜日指定〕
スプレー缶・カセットボンベ		中身を使い切り、ガスを抜いたもの	透明袋			
雑貨品・小型廃家電類		日用品、小型廃家電類、家具類等で長さが1m未満のもの	家庭系有料指定袋 (雑貨品・小型廃家電類) ※袋に入らない場合は共通収集シール			
プラスチック類		プラスチックだけの製品類で、長さが1m未満のもの(食品が附着したものを除く)	家庭系有料指定袋 (プラスチック類) ※袋に入らない場合は共通収集シール			
ペットボトル		飲料用、酒類用、しょうゆ類等の入ったペットボトルでキャップ及びラベルを取り外し、すすいだもの	透明袋 ※有料化前の指定袋使用可			
古紙類		新聞・折込チラシ、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック	そのままの状態でも品目ごとに紙紐で縛る(ただし、雑がみは紙袋に入れて紙紐で縛る)			
水銀含有ごみ		乾電池、蛍光灯、鏡等	透明袋			
ふとん類		ふとん(羽毛以外)、すだれ、ござ類	共通収集シール			
埋立ごみ		陶磁器くず、焼却灰等	家庭系有料指定袋(埋立ごみ) ※袋に入らない場合は共通収集シール			
粗大ごみ		木製の家具類、家電類、金属製家具類	そのままの状態又は分解してひもで縛る			

※充電電池及び充電電池が取り外せない家電類は、当面の間、透明袋に入れ、月1回の指定日に排出する。

2 市が収集・運搬しないもの

(1) 条例第17条に規定する排出禁止物

区分	品目例	処理の方法
危険性を有するもの	農薬、薬品、自動車用バッテリー、その他の有害物等	製造・販売業者に確認の上、専門業者に処理を依頼する。 治療に使用した物は医療機関等の回収ルートを利用する。
引火性を有するもの	ガスボンベ、貯留タンク、塗料、溶剤、火薬、廃油等(容器を含む。)	
感染性のあるもの	治療に使用した注射針等の鋭利なもの	
その他	タイヤ、ホイール、タイヤチェーン、ピアノ、消火器、風呂桶、風呂釜、農業用の機械・資材(ハウス用パイプ・ビニール)、宗教関連具、市又は山形広域環境事務組合の行う処理に著しく支障をきたすおそれがあるもの	

(2) 法令及びメーカー等が定めた方法により処理(リサイクル)されるもの

品目の説明
家電リサイクル法の対象品(エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)
資源の有効な利用の促進に関する法律に基づきリサイクルされる家庭用パソコン (※ブラウン管モニターを除くパソコンは「こでん里帰りプロジェクト」も利用可)
「二輪車リサイクルシステム」によりリサイクルされるバイク、スクーター等

3 地域回収を推進するもの

区分	回収品目
集団資源回収	新聞・折込チラシ、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、布類、一升瓶(透き通る茶・緑)、ビール瓶(大瓶)、アルミ缶、スチール缶、小型家電
店頭回収	食品トレイ(発泡・透明)、新聞・折込チラシ、雑誌、雑がみ、紙パック、アルミ缶、ペットボトル、ペットボトルキャップ
資源物引取事業所	新聞・折込チラシ、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック、布類、アルミ缶、スチール缶

別表2 一般廃棄物の搬入（指定中間処理施設及び市の最終処分場）

1 ごみ（直接搬入を含む。）

搬入先	搬入日時 (日曜日・1月1日～3日は休み)
エネルギー回収施設（立谷川）	月曜日～金曜日（祝日含む） 9：00～16：00 土曜日（祝日含む） 9：00～12：00
エネルギー回収施設（川口）	
立谷川リサイクルセンター	
上野最終処分場	月曜日～金曜日 9：00～12：00 13：00～16：00 (土曜日・祝日は休み)

2 し尿・浄化槽汚泥

搬入先	搬入日時 (土曜日・日曜日・祝日・ 12月29～31日・1月1日～3日は休み)
山形広域クリーンセンター	月曜日～金曜日 8：00～16：00

別表3 一般廃棄物の収集・運搬許可業者

R6/3/1 現在

No.	氏名又は名称	所在地	取扱廃棄物
1	有限会社べにばな清掃社	山形市大字片谷地 52	ごみ
2	株式会社こすもす清掃	山形市富の中一丁目 7-25	ごみ
3	有限会社ときわ清掃社	山形市蔵王半郷 302-4	ごみ
4	有限会社山形東部清掃社	山形市大字青柳 74-1	ごみ
5	株式会社キヨスミ産研	山形市鑄物町 3	ごみ
6	中央公害清掃株式会社	山形市鑄物町 1-4	ごみ
7	有限会社岡崎清掃社	山形市上町三丁目 8-62	ごみ
8	有限会社安孫子清掃	山形市大字大森 783-4	ごみ
9	株式会社霞城クリーン	山形市城南町二丁目 8-5	ごみ
10	有限会社かの衛生興業	山形市鈴川町四丁目 5-38	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
11	有限会社カワイ清掃	山形市南館五丁目 4-15	ごみ
12	有限会社小林商会	山形市大字岩波字浅布 1253	ごみ
13	有限会社こまくさ清掃	山形市蔵王半郷字八森 1105-1	ごみ
14	有限会社斉藤清掃	山形市南松原二丁目 11-12	ごみ
15	タンノ清掃興業株式会社	山形市南栄町二丁目 15-22	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
16	仲野衛生管工株式会社	山形市鈴川町三丁目 20-12-21	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
17	有限会社南部衛生	山形市春日町 13-12	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
18	株式会社エヌイーエスコーポレーション	山形市大字片谷地字下川原田 959-1	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
19	有限会社丹羽商店	山形市南館四丁目 1-27	ごみ
20	有限会社細谷産廃	山形市大字志戸田 334-2	ごみ
21	山形環境保全協同組合	山形市大字十文字字葦窪北 3455-75	ごみ
22	株式会社山形ビルサービス	山形市大字志戸田 550	ごみ
23	有限会社山形クリーン	山形市松波一丁目 17-21	ごみ
24	株式会社荒正	山形市成沢西一丁目 10-6	ごみ
25	株式会社中央特殊興業	山形市松栄二丁目 4-51	ごみ、生活雑排水汚泥、浄化槽汚泥
26	株式会社ネクスコ・メンテナンス東北	山形市千石 91	ごみ（山形市内の高速道路から排出されたものに限る）
27	坂本産廃株式会社	山形市大字門伝 21	ごみ
28	有限会社東北環境総合サービス	山形市大字中桜田字金谷 943-1	ごみ
29	有限会社サンスイ商会	山形市大字山寺字中地藏 1973-1528	ごみ
30	有限会社千代田産業	山形市緑町四丁目 26-27	ごみ

No.	氏名又は名称	所在地	取扱廃棄物
31	株式会社大光産業	山形市東山形二丁目 11-5	ごみ
32	株式会社村山運送	山形市立谷川三丁目 895-11	ごみ
33	株式会社クリーンシステム	山形市飯塚町字中河原 1629-5	ごみ
34	株式会社山形イーストリサイクルセンター	山形市大字十文字字葦窪北 3432-1	ごみ
35	株式会社長陵	山形市本町一丁目 4-24	ごみ
36	株式会社ハナワ	山形市花楸一丁目 13-1	ごみ
37	萱建設株式会社	山形市美畑町 5-2	ごみ
38	株式会社モリヤ	山形市印役町二丁目 1-47	ごみ、他市町で発生した特定家庭用機器再商品化法対象物
39	株式会社サニタシステム	山形市木の実町 9-52-204	ごみ
40	イーグル輸送株式会社	山形市流通センター一丁目 12-1	ごみ
41	東北クリーン開発株式会社	山形市久保田二丁目 1-47	ごみ
42	株式会社丹野	山形市松見町 12-3	ごみ、浄化槽汚泥
43	株式会社ジオテック	山形市流通センター二丁目 11-3	ごみ
44	株式会社テービーエス企画	山形市大字漆山字念仏段 1925	ごみ
45	株式会社内外ビルクリーン	山形市長町一丁目 2-1	ごみ
46	天童環境株式会社	山形市東麓野町 55-3	ごみ
47	株式会社高良	山形市高木 8	ごみ
48	有限会社日清資源	山形市大字漆山字二ツ段 2131-1	ごみ
49	アースリストア株式会社	山形市大字中野目 838-1	ごみ
50	佳田清掃株式会社	山形市あけぼの一丁目 4-3	ごみ
51	有限会社金子商事	山形市立谷川三丁目 2015-4	ごみ
52	太平ビルサービス株式会社	山形市城南町一丁目 1-1	ごみ
53	山形資源株式会社	山形市蔵王松ノ丘二丁目 2-23	ごみ
54	株式会社ミツワ企業	山形市大字黒沢 401-2	ごみ
55	東京美装興業株式会社	山形市本町一丁目 7-31	ごみ
56	有限会社アメニティ山形	山形市浜崎 31	浄化槽汚泥
57	有限会社高橋衛生社	山形市南館五丁目 4-12	浄化槽汚泥
58	山形清掃衛生協同組合	山形市高木 11	浄化槽汚泥